

「食品営業許可審査基準及び行政指導指針」の 制定について（制定案概要）

1 趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律が令和3年6月1日に施行され、食品衛生法（以下「法」という。）が改正されます。この改正により、食品営業の施設基準について「食品衛生法施行規則」で国から参酌基準が示され、それに基づき神奈川県が「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）」（以下、施設基準条例という。）及び「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則（平成12年神奈川県規則第51号）」（以下、施設基準条例施行規則という。）の一部改正を行いました。

これまで、本市では同施設基準条例及び同施設基準条例施行規則を審査基準としていましたが、改正法第54条に基づき規定された施設基準条例の基準に対して、より具体的事項を示すことによって、許可事務における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、新たに審査基準及び行政指導指針を策定します。

2 審査基準及び行政指導指針制定の概要

(1) 審査基準

改正後の施設基準条例で規定する基準に関して、用語の定義や設備の具体的な構造等を定めました。

(2) 行政指導指針

行政指導を行う施設設備の構造等を定めました。

3 施行日

令和3年6月1日予定